

建築物の安全確保のための体制の整備事業の開始についての公示

平成27年7月3日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、建築物の安全確保のための体制の整備事業の事業主体の募集について公示します。

記

1 事業概要

(1) 事業名

建築物の安全確保のための体制の整備事業

(2) 事業目的

本事業は、建築確認が行われた建築物に対して耐震性の検証等を実施する主体を支援することにより、建築物の安全性の確保を図るとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく大臣認定を受けた防耐火構造等の性能確認等を実施する主体を支援することにより、市場において用いられている防耐火構造等の品質を確保すること、さらに、同法第12条第3項の規定に基づく昇降機等の適確な定期検査を徹底することにより、昇降機検査資格者の技術力の確保及び定期検査業務の適正化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

補助金交付候補者は、次のi～iiiの事業ごとに選定するため、提案書は事業ごとに作成するものとする。

i. 耐震化等の促進のための体制の整備

- ① 建築確認を受けた建築基準法第6条第1項第2号又は第3号の建築物に対して、構造関連基準への適合を検証する以下の事業。なお、事業を実施するに当たっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第32条による指定を受けた耐震改修支援センター（以下「耐震改修支援センター」という。）との適切な連携の下で行うものとする。

イ) 国等が抽出した建築物に対する構造再計算等による構造関連基準への適合性

の検証、構造計算等に係る課題の整理及びそれらの成果を一般化した留意事項の作成とその普及

ロ) 国又は特定行政庁等が選定した違反建築物等に対する構造再計算、是正方針等への助言、妥当性の判定その他の技術的支援

② 建築確認を受けた建築物に対して、防火・避難等の関連基準への適合性を検証する以下の事業。

イ) 国等が抽出した建築物に対する建築確認に要した図書及び書類の再確認による防火・避難等関連基準（耐火性能検証法・防火区画検証法・避難安全検証法によるものを含む。）への適合性の検証、防火・避難等の関連基準に対する理解度の分析及びそれらの成果を一般化した留意事項の作成とその普及

ii. 防耐火構造等の品質確保のための体制の整備

建築基準法に基づく大臣認定を取得した防耐火構造等について行う以下の事業。

イ) 試験・調査等のための試験体等の確保、作成

ロ) 試験・調査等による性能等の確認

ハ) 大臣認定に係る情報の収集整理

iii. 昇降機及び遊戯施設の安全確保のための体制の整備

建築基準法に基づく定期検査が実施される昇降機及び遊戯施設（以下「昇降機等」という。）に対して、定期検査関連基準への適合性を検証する以下の事業。

イ) 国等が抽出した昇降機等に対して、事業主体が派遣する専門的知識を有する技術者が、特定行政庁の立会いのもと、昇降機等の所有者・管理者と協力して定期検査時に行う定期検査関連基準への適合状況に係る立入調査、定期検査報告の内容の検証及びそれらの結果の特定行政庁及び国土交通省への報告

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおり予定している。

平成27年7月下旬 ～ 平成28年3月18日

2 補助対象事業者の要件

次の(1)から(4)までの全てを満たす法人。ただし、(2)については上記 i～iii の事業のうち、提案を行う事業に係る要件に限る。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・本事業の実施によって得た情報により営利を得るものではないこと。
- ・本事業を実施するうえでの公平性及び中立性を確保していること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

i. 耐震化等の促進のための体制の整備に係る要件は以下のとおり。

- ・建築基準法の内容を熟知し、技術能力を有する体制を確保できる等、事業を的確に遂行する能力を有すること。

- ・ 1 (3) i①の事業内容を適確に実施するため、耐震改修支援センターと必要な技術サポートに関する協定を締結すること。
 - ii. 防耐火構造等の品質確保のための体制の整備に係る要件は以下のとおり。
 - ・ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令40号。以下「施行規則」という。）別表第2（い）欄に掲げる評価に係る試験と同等の試験を実施できるような試験環境を準備できること。
 - ・ 配置予定技術者として施行規則別表第2（い）欄に掲げる評価その他これに類する業務に携わった経験のある技術者を少なくとも2名以上配置すること。
 - ・ 配置予定技術者の中から管理技術者を1名置くものとする。管理技術者は、事業主体に所属する者とし、本事業に係る業務を管理・監督するものとする。
 - iii. 昇降機及び遊戯施設の安全確保のための体制の整備に係る要件は以下のとおり。
 - ・ 建築基準法の内容を熟知し、技術能力を有する体制を確保できる等、事業を的確に遂行する能力を有すること。
 - ・ 配置技術予定者として、建築物等の調査の適正性に係る検証その他これに類する業務に携わった経験のある技術者を少なくとも2名以上配置すること。
 - ・ 配置予定技術者の中から管理技術者を1名置くものとする。管理技術者は、事業主体に所属する者とし、本事業に係る業務を管理・監督するものとする。
- (3) 守秘性に関する要件
- ・ 本事業の実施に当たって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。
- (4) 管理体制及び処理能力に関する要件
- ・ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

i. 耐震化等の促進のための体制の整備

国土交通省住宅局建築指導課検査係

電話 03-5253-8111（内線：39-526）

ファクシミリ 03-5253-1630

電子メール kudou-t2tj@mlit.go.jp

ii. 防耐火構造等の品質確保のための体制の整備

国土交通省住宅局建築指導課防火係

電話 03-5253-8111（内線：39-529）

ファクシミリ 03-5253-1630

電子メール takanashi-j2b3@mlit.go.jp

iii. 昇降機及び遊戯施設の安全確保のための体制の整備

国土交通省住宅局建築指導課動力・設備係

電話 03-5253-8111 (内線: 39-568)

ファクシミリ 03-5253-1630

電子メール kinoshita-k254@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成27年7月3日から平成27年7月24日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成27年7月24日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は2部、電送又は電子メールの場合は1部。(郵送、電送又は電子メールの場合には担当者とは直接電話連絡することにより着信を確認すること。)

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2015」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」

「Adobe Acrobat Reader11.0」以前の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された提案書の印刷は白黒で行う。

4 補助金交付候補者の選定方法

説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にする。

(6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそ

れないものについては、開示対象となる場合がある。特定しなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合は提案書を提出する際にその旨を申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。